

ETCカード特約（一体型・個人会員用）

第1条（定義）

1. 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社若しくは地方道路公社または都道府県市町村である道路管理者のうち、株式会社中国しんきんカード（以下「当社」という）が指定する者としません。
2. 「ETCシステム」とは、道路事業者が運営する、車両に装着した車載器にETCカードを挿入し路側システムとの間で料金情報の無線通信を実施することにより、道路事業者の定める有料道路の料金所で通行料金の支払いのために止まることなく通行できるシステムとします。
3. 「ETC一体型カード」とは、当社のクレジットカードの機能と、ETCシステムにより料金を支払うETCカードの機能を一体化し、双方の機能を一枚で提供するカードとします。
4. 「車載器」とは、車両に搭載して路側システムとの間で料金の決済に必要な情報の通信を行う機能を有する装置とします。
5. 「路側システム」とは、ETCシステムの車線に設置され、車載器との無線通信を行い、通行料金を計算する装置とします。

第2条（ETC一体型カードの貸与と取り扱い）

1. 当社は、当社に対し、本特約および中国しんきんカード会員規約（以下「会員規約」という）を承認のうえ所定の方法で申込みをし、当社が適当と認めた方を会員（以下「会員」という）とし、ETC一体型カードを発行・貸与します。
2. ETC一体型カードの所有権は当社に属します。ETC一体型カードはETC一体型カード表面に印字された会員本人以外は使用できません。
3. 会員は、ETC一体型カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。会員は、ETC一体型カードを他人に貸与・譲渡・質入・寄託してはならず、また、理由の如何を問わず、ETC一体型カードを他人に使用させ若しくは使用のために占有を移転させてはなりません。

第3条（ETC一体型カードのご利用）

1. 会員は、道路事業者の定める料金所において、所定の方法で通過することにより、ETC一体型カードを通行料金の支払い手段とすることができます。
2. 前項にかかわらず会員は、道路事業者の定める料金所において、通行料金の支払いに際し、ETC一体型カードの呈示を求められた場合には、これを呈示するものとします。
3. ETCシステムと当社のクレジットカードの両方を取り扱う料金所では、原則とし

て、E T Cシステムの利用として取り扱うものとします。

第4条（ご利用代金の支払い）

1. 会員は、前条により負担する通行料金等に係る債務を、会員規約に従い支払うものとします。
2. 前項の支払いに係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規約を準用します。ただし、クレジットカードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規約第31条の定めに基づき支払い、「リボルビング払い専用カード」および「マイ・ペイすリボ」の場合は各特約の定めに基づき支払うものとします。

第5条（ご利用枠）

E T C一体型カードは、クレジットカードの利用枠の範囲内で利用できるものとします。会員が、クレジットカードの利用枠を超えてE T C一体型カードを使用した場合も、会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第6条（利用疑義）

当社からの利用代金の請求は、E T Cシステムに記録された利用記録により道路事業者が作成する請求データに基づくものとします。なお、当該道路事業者の請求データに疑義がある場合は、会員と道路事業者間で疑義を解決するものとし、当社への支払義務は免れないものとします。

第7条（紛失・盗難）

1. E T C一体型カードが紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により他人に不正利用された場合、会員は、そのE T C一体型カード利用代金についてすべて支払いの責を負うものとします。
2. 会員は、E T C一体型カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に通知し、最寄警察署に届け出るものとします。当社への通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
3. 当社はE T C一体型カードが第三者によって取得される等当社が認識した事由に起因して不正使用の可能性があるると判断した場合、当社の任意でカードを無効登録できるものとし、会員は予め承諾するものとします。

第8条（会員保障制度）

1. 前条1項の規定にかかわらず、当社は、会員が紛失・盗難により他人にE T C一体型カードを不正利用された場合であって、前条2項の警察並びに当社への届け出がなされたときは、これによって会員が被るE T C一体型カードの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、E T C一体型カードの入会日からカードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当社はてん補の責を負いません。
 - (1) 会員の故意若しくは重大な過失に起因する損害。なお、会員がE T C一体型カードを車内に放置していた場合、紛失・盗難について、会員に重大な過失があった

ものとみなします。

- (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の家族・同居人・ETC一体型カードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) 会員が本条4項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合
 - (6) 前条2項の紛失・盗難の通知を当社が受領した日の61日以前に生じた損害
 - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (8) その他本特約及び会員規約に違反する使用に起因する損害
4. 会員は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内に当社がてん補に必要と認める書類を当社に提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

第9条（ETC一体型カード年会費）

1. 会員は、当社に対して所定のETC一体型カード年会費を支払うものとします。
2. ETC一体型カード年会費の支払期日は、ETC一体型カード送付時に通知するものとし、支払われたETC一体型カード年会費は、当社の責に帰す事由により退会または会員資格を喪失した場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第10条（会員資格）

会員が、クレジットカードの会員を退会し、または会員資格を喪失した場合、ETC一体型カードの会員資格も喪失します。

第11条（再発行）

1. ETC一体型カードの再発行は、当社所定の届出を提出していただき当社が適当と認めた場合に限り行います。この場合、会員は当社所定のETC一体型カード再発行手数料を支払うものとします。
2. ETC一体型カードの再発行によりETC一体型カードの会員番号が変更となった場合には、道路事業者が実施する、登録型割引制度（以下登録型割引制度という）を利用する会員は、自ら、道路事業者所定の会員番号の変更手続きを行うものとし、変更手続きが完了するまでのETC一体型カードの利用が登録型割引制度の対象とならないことを予め承諾するものとします。当社は、ETC一体型カードの利用が登録型割引制度の対象とならないことにより会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第12条（利用停止措置）

当社は、会員が本特約若しくは会員規約に違反した場合またはETC一体型カード若しくはカードの使用状況が適当でないと当社が判断した場合、会員に通知することなくETC一体型カードの利用停止措置をとることができるものとし、会員は予めこれを承諾するものとします。当社は、ETC一体型カードの利用停止の措置による道路上での

事故に関し、これを解決若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。

第13条（免責）

1. 当社は、会員に対し、事由の如何を問わず、道路上または料金所での事故、ETCシステムおよび車載器に関する紛議に関し、これを解決し若しくは損害賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 会員は車両の運行に際し、車載器に定められた用法に従い、必ずETC一体型カードの作動確認を行うものとします。作動に異常がある場合には、ETC一体型カードの使用を止め、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、ETC一体型カードのETCカード機能不良に基づく会員の損失、不利益に関して一切の責任を負わないものとします。
4. 当社は登録型割引制度を含む道路事業者が提供する各サービスに関して、会員が被った損失、損害について一切の責任を負わないものとします。

第14条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当社から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後にETC一体型カードを利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

第15条（ETCシステム利用規程の遵守）

会員は、道路事業者が別途定めるETCシステム利用規程を遵守し、ETC一体型カードを利用するものとします。

第16条（会員規約の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規約を適用するものとします。

（2020年10月改定）